
**中国における PA アナログミキサー模倣品生産・販売業者に対する
民事訴訟・勝訴のお知らせ**

ヤマハ株式会社（以下、当社）は、中国の当社 PA アナログミキサーの模倣品生産・販売業者、恩平市錦昌電子厂（広東省恩平市、ELM ブランド、以下、被告）に対し、中国・広州知識産権法院（以下、裁判所）にて、意匠権侵害訴訟を提起しました。2023 年 10 月に裁判所は当社勝訴の判決（以下、本判決）を下し、本判決が確定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、当社が保有する PA アナログミキサー（品番名：MG16XU・MG12XU）の意匠権に基づき、2022 年 9 月に本訴訟を提起しました。

本訴訟において、被告は当社意匠権侵害の成否を争っていましたが、審理の結果、2023 年 10 月に裁判所は当社の請求を認め被告に対し侵害品の生産・販売・広告の中止、および賠償金 14 万元（2 万米ドル）と裁判費用の一部、約 1.5 万元（約 2 千米ドル）を支払うように命じました。その後、控訴期間内に控訴の提起がされなかったことにより本判決が確定しました。

当社は長きにわたり、中国をはじめグローバルに、訴訟、刑事摘発のほか、税関差止めや啓蒙広告など、さまざまな模倣品対策を講じております。中国におきましては、これまで本訴訟含めて PA 製品の模倣品生産・販売会社延べ 10 社以上に対して、当社商標権あるいは意匠権の侵害を理由とする訴訟を提起してまいりました。いずれの裁判においても当社主張が認められ、粗悪な模倣品の生産・販売などを差し止めております。お客様をはじめすべてのステークホルダーを粗悪な模倣品から守り、ブランドの信用・信頼を確保するため、当社は引き続きブランドおよび知的財産権を毀損する行為に対して毅然たる態度で臨んでまいります。

■ 報道関係の方のお問い合わせ先

ヤマハ株式会社 コーポレート・コミュニケーション部 TEL. 053-460-2210
